



# IV

## 計画の推進に 向けて

### 第 1 章

#### 実施スケジュール及び 計画の推進体制

- 1 区域施策編
- 2 事務事業編

### 第 2 章

#### 進行管理等

- 1 進行管理
- 2 結果の公表

## 1 区域施策編

## 1-1 実施スケジュール

本計画に掲げる11の方針に基づく施策について、目標年度までの実施スケジュールを以下に示します。

## 実施スケジュール

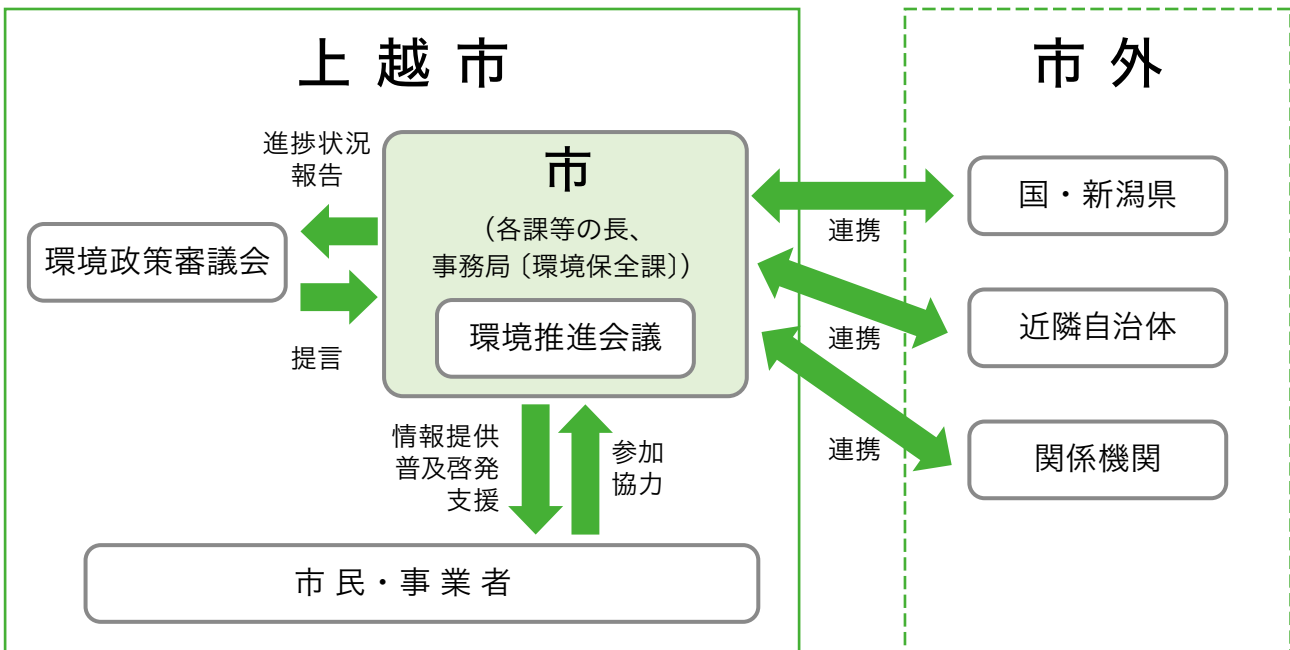
施策体系		~2018年度	~2020年度	~2022年度
<b>テーマI エネルギー利用による二酸化炭素を減らそう ~化石燃料由来の二酸化炭素削減~</b>				
<b>方針① 再生可能エネルギーを利用する</b>				
個別施策1 太陽光発電の導入推進	実施	見直し・発展	→	
個別施策2 バイオマス資源・エネルギーの利用推進		普及啓発等	→	
個別施策3 雪冷熱エネルギーの利用推進	実施	見直し・発展	→	
個別施策4 温度差エネルギーの利用推進		普及啓発等	→	
個別施策5 小水力発電の導入推進		普及啓発等	→	
<b>方針② 省エネルギー化を推進する</b>				
個別施策1 公共施設の省エネルギー化の推進	実施	見直し・発展	→	
個別施策2 産業活動・事業活動の省エネルギー化の推進	情報提供等	発展(より有効な方策の検討)	→	
個別施策3 ライフスタイル・住宅の省エネルギー化の推進	情報提供等	発展(より有効な方策の検討)	→	
<b>方針③ 農林業を推進し二酸化炭素の吸収を進める</b>				
個別施策1 森づくりの推進		普及啓発等	→	
個別施策2 環境保全型農業の推進		普及啓発等	→	
<b>テーマII 二酸化炭素の排出が少ないまちをつくろう ~低炭素型まちづくりの推進~</b>				
<b>方針④ 自動車の利用や運転を見直す</b>				
個別施策1 公共交通機関の利用促進	実施	見直し・発展	→	
個別施策2 車に頼り過ぎないくらしの推進	情報提供等	発展(より有効な方策の検討)	→	
個別施策3 エコドライブの推進		普及啓発等	→	
<b>方針⑤ 環境にやさしい車を利用する</b>				
個別施策1 低燃費自動車や次世代自動車の導入の誘導	情報提供等	発展(より有効な方策の検討)	→	
<b>テーマIII 熱環境を見直し、快適にくらそう ~暑熱環境の緩和~</b>				
<b>方針⑥ 緑の活用を進める</b>				
個別施策1 建物や敷地の緑化推進		普及啓発等	→	
<b>方針⑦ 建物等の断熱により熱環境を改善する</b>				
個別施策1 建物等の高温化の抑制		普及啓発等	→	

## 実施スケジュール

テーマⅣ 限りある資源を有効に利用し持続可能な社会をつくろう ～循環型社会の形成～		～2018年度	～2020年度	～2022年度
方針⑧ ごみの発生・排出を抑制する				
個別施策1 ごみの発生抑制	実施	見直し・発展		
個別施策2 ごみの分別排出の推進	実施	見直し・発展		
方針⑨ 資源循環を進める				
個別施策1 地産地消の推進	実施	見直し・発展		
個別施策2 資源循環ビジネスの促進		普及啓発等		
個別施策3 効率的なごみ処理の実施	情報提供等	発展(より有効な方策の検討)		
テーマⅤ 一人ひとりが自覚を持って地球温暖化対策に取り組もう ～人づくり・意識啓発の推進～				
方針⑩ 意識啓発に取り組む				
個別施策1 温暖化問題に関する意識啓発の推進	実施	見直し・発展		
方針⑪ あらゆる主体との連携に取り組む				
個別施策1 市民、事業者との協働による取組の推進	実施	見直し・発展		

## 1-2 計画の推進体制

計画の実効性を高め、取組を効果的に推進するには、本計画が円滑に推進されるような仕組みを整備する必要があります。このため、市民、事業者、市が互いに連携して効果的に推進する体制を構築するとともに、適切な進行管理を行っていきます。



推進体制図

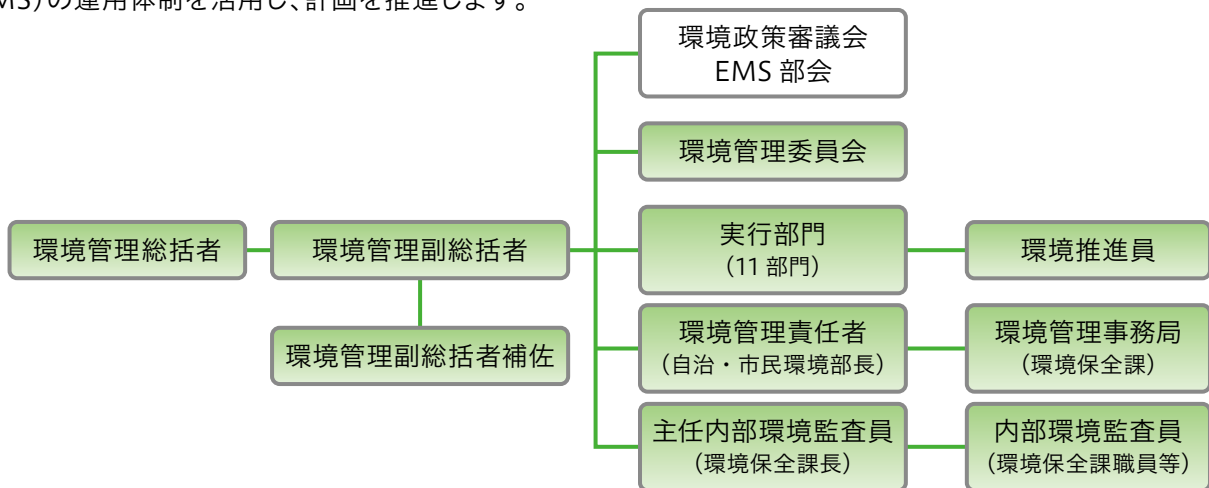
### 推進体制

項目	本計画における役割等
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境問題や地球温暖化問題に関心を持ち、本計画に示す具体的な取組を積極的に実践</li> <li>事業者や市との協働</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に配慮した産業・事業活動を心がけ、本計画に示す取組を積極的に実践</li> <li>市民や市との協働</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各課等の長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>各課、施設などの取組の推進、職員への啓発</li> <li>取組の進捗管理、点検</li> </ul> </li> <li>◆事務局（環境保全課）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>計画推進全般に係る庶務</li> </ul> </li> </ul>
環境政策審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆上越市環境政策審議会委員                             <ul style="list-style-type: none"> <li>計画の進捗管理、点検</li> <li>計画の承認・見直し、取組方針の検討</li> </ul> </li> </ul>
環境推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自治・市民環境部長、関係課長等、各区総合事務所長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>各課、施設などとの調整</li> <li>施策方針の調査、検討及び進捗状況の取りまとめ</li> </ul> </li> </ul>

## 2 事務事業編

### 2-1 推進体制

本計画を全庁的に取り組むため、計画の推進及び進行管理においては、上越市環境マネジメントシステム(JMS)の運用体制を活用し、計画を推進します。



推進体制図

#### 推進体制

項目	役職等	役割
環境管理総括者	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の承認・見直し、取組方針の決定</li> <li>・評価、結果の公表</li> </ul>
環境管理副総括者	自治・市民環境部を所管する副市長	
環境管理副総括者補佐	理事	
環境政策審議会 EMS 部会	上越市環境政策審議会委員から選出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の進捗管理、点検</li> </ul>
環境管理委員会	副総括者及び実行部門長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課、施設などとの調整、施策の調査・進捗管理</li> <li>・各課、施設などの取組の推進、職員への啓発</li> <li>・取組の進捗管理、点検</li> </ul>
実行部門長	部等の長	
環境推進員	各課等の長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画推進全般に係る庶務</li> </ul>
環境管理責任者	自治・市民環境部長	
環境管理事務局	環境保全課	
主任内部環境監査員	環境保全課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行部門及び課等の運用状況を監査</li> </ul>
内部環境監査員	所定の講習などを修了した職員	

### 2-2 職員に対する研修等

上越市環境マネジメントシステム(JMS)の教育訓練の一環として、地球温暖化防止に向けた研修を実施するなど、職員研修の充実に努めます。また、庁舎内に省エネルギーを呼びかける掲示や、環境保全活動、地球温暖化問題に関する研修などへの参加を推進することにより、地球温暖化に関する職員への情報提供を積極的に行い、意識のさらなる向上に努めます。

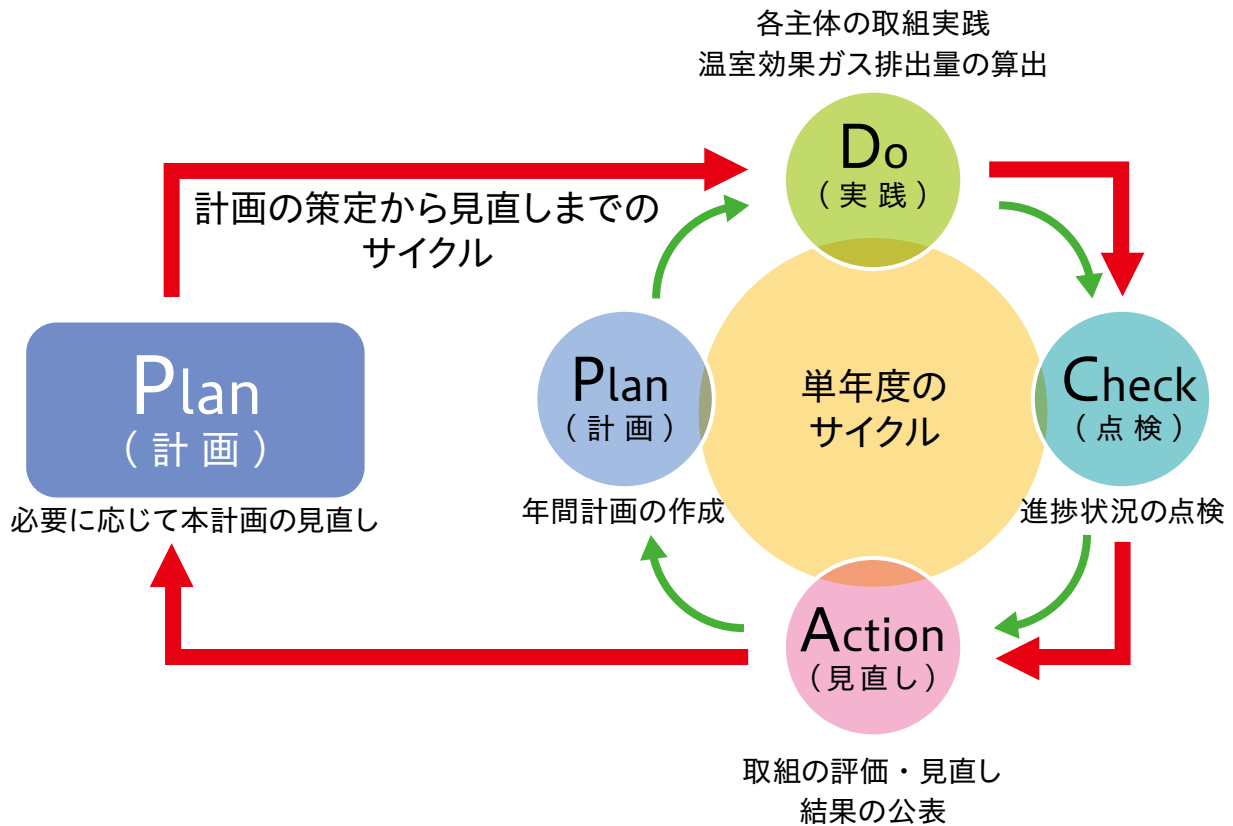
## 1 進行管理

本計画を効果的に推進するためには、進捗状況を把握・管理し、市民に公表していくとともに、取組の評価や点検を行い、問題や課題が発生した場合は速やかな措置を講じ、計画を見直していくことが重要です。

このことを踏まえ、本計画の進行をPDCAサイクルに基づき管理します。

本計画の施策や取組の進捗状況や削減目標の達成状況などについて、毎年度点検、見直しを行い、次年度の取組に反映するとともに、必要に応じて本計画の見直しを行います。なお、事務事業編の取組については、上記進行管理と併せて上越市環境マネジメントシステム(JMS)に定める方法により行います。

災害発生時の対応などやむをえない理由により目標との不適合が生じ、是正処置による改善が期待できない場合等、計画の見直しが必要な場合は、適宜見直しを検討することとします。



## 2 結果の公表

本計画の進捗状況の把握・評価を行うため、市域及び事務事業の温室効果ガス排出量を毎年算出するとともに、指標などを用いて部門別や施策別の現状分析を行い、その結果を市ホームページや広報などで市民や事業者公表します。